

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務にかかる契約の締結は、当該業務に係る令和5年度予算が成立し、予算が配当されることを条件とするものです。

令和4年10月21日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

「世田谷区砧モデル地区デマンド型交通実証運行業務委託」

#### (2) 目的

世田谷区（以下「区」という。）では最寄りのバス停から200m以上、かつ鉄道駅から500m以上離れている地域を「公共交通不便地域」と定義している。公共交通不便地域には、既存のコミュニティバス路線で活用されている小型バス車両すら通行が困難な狭あいな道路が多いことから、区では小田急線祖師ヶ谷大蔵駅の南側を公共交通不便地域対策のモデル地区（「砧モデル地区」）に指定し、地域とともにワゴン車を活用した新たなコミュニティ交通の導入に向け検討を重ねてきた。

本取組みの有効性や運行の課題、収支等を分析し、持続可能な支援の考え方を含み今後の対策を検討するため、令和5年度に砧モデル地区において実証運行を実施する。

### 2 業務内容等

業務内容は、プロポーザル後、選定された第一候補者の企画提案を踏まえ、世田谷区と受託者間の協議により仕様書を決定するものとする。

(1) 業務名 世田谷区砧モデル地区デマンド型交通実証運行業務

(2) 業務内容 詳細は募集要領の別紙1「仕様書(案)」参照

(3) 履行期間 契約締結の日から令和6年4月30日

実証運行業務の開始目標は、令和5年5月とします。

(4) 委託料の上限額

令和5年度（契約締結の日から令和6年3月31日）の見積額は、17,700千円（消費税相当額を含む）を上限とし、上限を超えるものは受付しない。また、令和6年度（令和6年4月から令和6年4月30日）の想定経費は1,

200千円とする。なお、本事業は世田谷区議会により令和5年度予算が議決されることを前提に行うものであり、同予算が議決されなかった場合は成立しないものとする。

#### (5) その他

本業務の仕様書(案)は募集要領の別紙1のとおりである。なお、正式な仕様書については、プロポーザルにより選定した事業者の企画提案内容を踏まえ、区が作成する。

選定された受託候補者との契約は単年度ごとに締結し、各年度における当該事業の予算配当があること、及びその前年度の履行実績が良好であることを条件に、原則として令和5年度を含め通算3年間(令和8年4月までを見込む)を限度に随意契約を締結することができる。ただし、実証運行1年目(令和5年5月~令和6年4月)の結果について運行開始10か月程度を目途に検証し、ワゴン車を活用したデマンド型交通の有効性等が確認された場合に限る。

### 3 参加要件

参加要件は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

実証運行開始日(令和5年5月目標)までに、実証運行の開始が可能な事業能力を有していること。

道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条に基づく一般旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

東京23区または世田谷区と隣接する自治体に事業所または営業所を有しており、緊急時、迅速に対応できる体制を整えることが可能であること。

### 4 欠格事項

欠格事項は、次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

道路運送法(昭和26年6月1日法律第183号)第7条に定める欠格事由に該当するもの、または同法第40条に定める許可の取消し処分を受けているもの

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定による地方公共団体の一般競争入札の参加資格に抵触するもの

世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けているもの

会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしているもの

都道府県民税・市町村民税を滞納しているもの

5 提案書の提出者を選定するための基準

本件担当課が参加表明書の記載内容より、参加表明書を提出した法人の参加資格の確認のみ行う。

6 提案書を特定するための審査基準

企画提案書の審査項目及び視点は以下のとおりとする。

審査の項目	審査の視点
運営体制	・実証運行を遂行する体制や実績が十分にあるか ・安全や接遇に関する対応が着実になされているか
業務工程	・実現可能な業務実施スケジュールが組まれているか
業務遂行	・実証運行の目的を的確に理解し、区や地域と連携して取り組むことができるか ・仕様書案に記載した業務内容を着実に実施できるか
創意工夫	・サービス向上や課題解決のための創意工夫がなされているか ・高齢者等に配慮した提案となっているか
価格	・事業内容を勘案して価格が妥当であるか

7 手続等

(1) 担当部課

世田谷区道路・交通計画部交通政策課（担当：齊藤、小田桐、大高）

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1（二子玉川分庁舎A棟3階）

電話：03(6432)7946

FAX：03(6432)7991

E-mail：[SEA01206@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA01206@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

(2) 募集要領の交付期間、場所及び方法

配布期間

令和4年10月21日（金）から令和4年10月31日（月）

（土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで）

配布場所及び方法

ア 区のホームページからダウンロード

HP [世田谷区トップページ](#) [住まい・街づくり・交通](#)

[交通](#) [交通に関する計画・方針等](#)に掲載

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限

令和4年10月31日(月)午後5時まで(必着)

持参の場合は、土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで

提出方法

郵送又は持参

提出先

上記(1)担当課

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限

令和4年11月14日(月)午後5時まで(必着)

持参の場合は、土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで

提出方法

郵送又は持参

提出先

上記(1)担当課

8 その他

- (1) プロポーザルに要する費用の全ては提案事業者の負担とする。
- (2) 区が必要と認めるときには、追加資料の提出を求められることがある。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策の状況により、本募集要領に記載のスケジュール等の変更や委託内容の変更を行う可能性がある。その際は、関係する事業者に変更内容を通知する。
- (4) 原則、受託者は業務の一部あるいは全部を第三者に委託することはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認める場合は、区と協議の上、その一部を再委託することができる。
- (5) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約保証金は免除とする。
- (7) 業務委託仕様書は、本要領及び仕様書案をもとに協議を行い作成する。
- (8) 契約書の作成及び締結は令和5年度を予定する。
- (9) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。